

事業仕分け作業における超深地層研究所計画の疑義に関する質問書について(回答)

平素は土岐市行政にご理解を賜りありがとうございます。

さて、平成22年1月21日付けの質問について、以下のとおり回答いたします。

質問書1. この発言をいつ、確認されましたか。

回答1. 1月21日に初めて知り、22日午後政府インターネットテレビで確認しました。

質問書2. この発言を、どのように受け止めますか。

回答2. 質問書5と一緒に回答させていただきます。

質問書3. 文部科学省に対しどのような対応をされましたか。具体的に示してください。

回答3. 何もしておりませんせんでした。

質問書4. 文部科学省に対しいまだ対応していない場合は、今後の対応を具体的に示してください。

回答4. 何もする考えはございません。

質問書5、文部科学省への対応が必要ないとお考えの場合は、その理由を記してください。

回答 5. この発言の前に処分地は経済産業省が決定することであると発言しています。そのため、 どういう主旨でこの「微妙」という発言をされたのか理解し得ません。また、法律的に も精査された4者協定で、はっきりと「持ち込まない」と明記されており、この協定を 反故にすることはできないと考えております。

以上